

結婚新生活支援事業補助金

これから夫婦として新生活をする世帯に結婚に伴う新生活の費用（家賃・引越費用等）を支援します。

夫婦ともに

29歳以下

60万円

夫婦ともに

39歳以下

30万円

対象
世帯

婚姻日において夫婦ともに39歳以下の
新婚世帯 ※1 かつ世帯所得が500万円未満 ※2

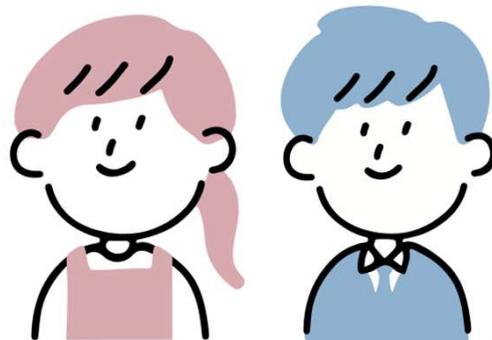
※1 令和7年1月1日以降に婚姻届を提出した夫婦

※2 奨学金返還中の世帯は、奨学金の年間返済額を
ご夫婦の所得から控除

対象
費用

- ・新居の購入費
- ・新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料
- ・新居のリフォーム費用
- ・新居への引越費用

事業の詳細や必要な手続き、
書類については、お気軽に
お問い合わせください。



お問い合わせ先

笛吹市役所 総合政策部 企画課 055-261-2032